

令和5年度税制改正について

法人課税

オープンイノベーション促進税制の拡充

新技術・新製品の開発に際して、自社組織の枠組みを越えて、広く知識・技術の結集を図ることを目的として、スタートアップ企業の株式を一定数取得する場合に、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度について、下記のとおり見直しがされます。

- ① 対象となる株式に、既存株主からの購入で一定の要件を満たすものを追加
- ② 取得価額の上限が100億円から50億円に引き下げ

中小企業投資促進税制等の見直し

令和5年4月1日以降、中小企業のための優遇税制である中小企業投資促進税制(7%税額控除又は30%特別償却)と中小企業経営強化税制(10%税額控除又は100%即時償却)の対象財産から一定のコインランドリー設備とマイニング設備が除外されることになりました。

コインランドリー設備やマイニング設備は設備投資を全額即時償却が出来ることで課税の繰り延べ策として利用される側面があったため、それを回避する改正となります。

防衛力強化のための財源確保

令和9年度において1兆円強の防衛予算を確保するために、令和6年以降の適切な時期に税制上の措置が講じられます。

なお所得税は、復興特別所得税2.1%のうち1.0%分を防衛費の財源に充てることとなります。震災復興財源を防衛費に転用されることとなり、2037年に終わるはずだった復興特別所得税は税率1.1%として14年間延長されることになりました。

法人税	法人税額から500万円を控除した残額に対し、税率4~4.5%の付加税を課す。
所得税	所得税額に対して、税率1%の付加税を課す。
たばこ税	3円/1本相当のたばこ税の引き上げを課す。

消費税(インボイス制度)

小規模事業者の納税負担軽減

令和5年10月1日~令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、基準期間の課税売上高が1000万円以下である一定のインボイス発行事業者を対象に、消費税の納税額を「売上に係る消費税額×20%」とすることができます。

中小事業者等の事務負担軽減

令和5年10月1日~令和11年9月30日までの間に行う課税仕入について、基準期間における課税売上高が1億円以下である等一定の中小事業者は、対価が1万円未満の課税仕入については、インボイスの保存が無くとも帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を認められます。

少額な返還インボイスの交付義務の見直し

振込手数料相当額を差し引いて、売上代金が振り込まれる場合など、税込価格が1万円未満の売上返還については、返還インボイスの交付義務が免除されます。

登録申請手続の柔軟化

インボイス発行事業者の登録に係る届出書の提出期限が柔軟化されました。

① 令和5年10月1日からの登録手続き

令和5年3月31日の申請期限が、実質的に令和5年9月30日が期限になります。

② インボイス制度開始後の登録手続き

登録希望日から15日前までに提出していれば、登録が受けられることになります。

③ インボイス発行事業者の登録の取消

インボイス発行事業者が登録の取消を求める場合の申請書の提出期限について、取消を受けようとする課税期間の初日から30日前の前日であったものが15日前までに緩和されます。